

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310515003	元年 5月15日	2年 1月24日	2年 2月25日	次世代人材資金の準備型一部廃止について	<p>私は、民間で農業に参入する方々の研修やサポートをする会社でお仕事をしています。 そんな中、2019年度より、事前の告知もなく表題の準備型の給付がなくなりまし。 農業へ参入しようとする研修に参加する予定だった個人に向けては非常に手厳しい処置です。 農業大学校では給付は今まで通り受け取れます。 ただ、農業大学校に問い合わせましたら、「農業参入は甘いものではないし、簡単な農業体験が主で、週に一度くらいの内容で参入では、家庭菜園に毛が生えたくらいの内容です。 本気でやるなら給付金を受給されて、1年間研修を行ってください」と言われました。 独立後の販路は独自で開拓するか、農協か主に考えられませんか。 規模が無ければ、安い買い取りでは生活は成り立ちにくいです。 農業大学校を卒業しなければ、農業には参入できない、もしくはハードルがかなり高くなります。 上限の年齢が45歳から50歳まで引きあげられた事については、とてもいいことですが、45歳から50歳までの方に向けて農業大学校に通って欲しいのでしょうか。 実際には、長く農業に携わる若い方に頑張ってもらおうのが、理想的ではないでしょうか。 事前告知もありませんでした。今年の1月までは準備型を町では提案していました。 3月に入ると「その話ですがまててください」と、担当者は言った表情。 4月に入ってから、準備型がなくなります。。。急ですが決まりなので、こればかりは仕方がありませんね。。。 これは、事前に計画されている新規就農者になるであろう検討を繰り返している方は、最長で2年間(300万円)もの収支が合わなくなります。 それでも、農業大学校に通った方がよいのでしょうか。とても疑問符が残ります。 この内容でご理解して頂けるかは分かりませんが、意見を上げさせて頂きたいと思います。 同じような案件について、声が上がっているかどうかは分かりませんが、基本的には、市町村の窓口である農業委員会や農林水産課などでは、「決まったことなので簡単には翻りませんよ」と恣意的な声で終わります。 このような内容で、上まで声が聞けますでしょうか。こちらの提案が目に見える事に願います。 宜しくお願い致します。</p>		個人	農林水産省	<p>農業次世代人材投資事業(準備型)は、次世代を担う農業者となることを目指し、農業経営者育成教育機関等で就業に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける49歳以下の者に対し、都道府県等を通じて、年間150万円を最長2年間交付する事業です。 研修給付については、準備型の先進農業者での研修現場において、研修生に過重な無償労働を強いる等の不適切な事例が発生した実態もあったことから、令和元年度から、先進農業者での研修を受ける場合は、準備型ではなく農の雇用事業を活用し、雇用契約による安定した立場で研修できるように見直しを行いました。 併せて、対象となる研修機関の認定基準を平成31年1月31日に制定し、都道府県や市町村等を通じ、周知を図りました。</p> <p>主な研修機関等認定基準(平成31年1月31日制定)は以下の通り。 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就業できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示している就農希望者の就業意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること ※研修時間は、原則8時間を超えないこと 3 営利を目的とする農業経営を行っていないこと 4 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること 5 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること 6 農業人材強化総合支援事業実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が研修等に対する協力が可能なこと 7 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること</p>	農業者人材強化総合支援事業実施要綱	事実認識	<p>提案内容の「事前の告知もなく準備型の給付がなくなった」旨の記載について、農業次世代人材投資事業(準備型)は令和元年度以降も継続実施しているところです。 また、農業大学校での研修のみ給付が受けられる旨の記載については、研修機関等認定基準を平成31年1月31日に制定したことにより、先進農業者での研修は農業次世代人材投資事業(準備型)では対象外となり、「農の雇用事業」となったことによるものと考えます。</p> <p>なお、令和元年度から先進農業者を農の雇用事業に移行しましたが、実際に事業を実施したところ。 ①雇用による研修の受け皿となり得る経営体が少なく「農の雇用事業」への移行が進まなかったこと。 ②また、自治体や就業希望者等から、個々が目指す経営スタイルに応じた多様な選択が可能な支援策を望む声が多くあったことから、令和2年度からは、適切な研修環境体制を整備されている都道府県に認められた先進農業者であることを条件に、先進農業者で研修を受ける者を支援対象とする研修機関認定基準の見直しを行います。 なお、新たな認定基準は、令和2年1月30日に制定し、都道府県及び市町村を通じて周知を行っています。</p> <p>旧基準からの変更点は以下の通り。 ①研修時間は原則1日8時間を超えず、一定の休時間(研修時間の超過で途中45分以上の休憩等)や休日(毎週1日以上又は4週間を過ぎても4日以上)を確保すること ②「3 営利を目的とする農業経営を行っていないこと」を削除</p>	
310615003	元年 6月15日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協役員の叙勲の透明化	<p>現状農協役員の叙勲、叙勲のとりまとめを農協中央会が行っているが、連合会組織に貢献した農協役員が選ばれ、農業振興と関係ない選考となっている。また農協中央会の大きな権限になっている。廃止か民間選考委員による決定すべきである。農協改革の実行には農協役員の行動が必要だが、この改訂により意欲のある農業者が農協役員になることや、農協改革の進展が期待できる。</p>		個人	農林水産省	<p>これまでも農林水産省関係の叙勲候補者の選定に当たっては、食料の安定供給、農業生産力、森林生産力及び水産業の生産力の増進など、農林水産業又は食品産業の業界の発展に顕著な功績を有する者を推薦するよう、都道府県等に依頼し、農林水産省において推薦のあった叙勲候補者の功績を厳正に審査した上で、内閣府賞典局に推薦しているところです。</p>	該当なし	現行制度下で対応可能	<p>農協等の農業団体を所管する農林水産省としては、全国団体において農業の発展に顕著な功績を有する者、団体の自己改革に取り組み農業者の所得向上に向けた事業活動を積極的に行った者を叙勲候補者として推薦していくとともに、各都道府県に対しては、都道府県、市町村における地域農業の発展や農協の自己改革への貢献等を十分に踏まえて候補者を推薦していただくよう、そして、このような観点で管内関係団体に十分周知頂くよう、お願いしていく考えです。</p>	
310621003	元年 6月21日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協改革の進捗管理	<p>農協改革の進展について、担い手農家へのアンケートにより確認が行われている。しかし、対象となる担い手農家の選定を農協が行っている県が多数ある。農協は補助事業の窓口、融資を受けている先であり、当然厳しい意見は出せない。農協改革の進捗確認のため、行政機関や独立した機関が必要な進捗確認を行うべきである。 効果として、正しい農協改革の進展確認による、農業振興が期待できる。</p>		個人	農林水産省	<p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、組合等における改革の実施状況を勘案し、農協に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨定められています。 そのため、農林水産省では農協改革の実施状況を把握する手法の一つとして、平成28年度以降、毎年度、農協の自己改革の実施状況について、都道府県の協力を得ながら総合農協及び認定農業者を中心とする農業者を対象にアンケート調査を実施、公表しています。</p>	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項	現行制度下で対応可能	<p>農協の自己改革の実施状況についてのアンケート調査については、都道府県の協力を得て実施しているところです。 基本的には、都道府県において、本調査の進捗を踏まえ、地域に偏りがないよう留意しつつ、市町村から認定農業者の所在情報を得て対象者を選定し、また、調査方法についても御指摘の影響を受けることのないよう配慮しつつ、都道府県自らが調査票の配付・回収を行っているところです。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
310622001	元年 6月22日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協役員の叙勲の透明化 再投函	現状、農協役員の叙勲は、農協中央会が内規を作成して、とりまとめをおこなっている。基準は、農協組織への貢献であり、実績上位の連合会幹部が上位の賞を上げることとなっている。高齢の農協幹部の叙勲への意欲は非常に強く、実質農協中央会の大きな権限となっている。農協改革が進められ、農協組織も改革が求められているが、中央会組織は旧態依然としており、農協幹部も農業振興を進めるために職についただけでなく、勲章目当ての土地成金や、農協系専門学校卒業生の割合が非常に高く、農協改革を否定しているものが大半に見える。そのため、中央会による叙勲制度を廃止するか、外部組織による農業振興を基準とした選考をすべきである。そもそも農協中央会に指導権限はなくなり、中央会が内規や基準を定めて叙勲取りまとめを行うこともおかしい。今後農水省による中央会への優遇措置は無くすべきである。この改革の効果として、農協改革の大きな進展が期待できる。		個人	農林水産省	これまでも農林水産省関係の叙勲候補者の選定に当たっては、食料の安定供給、農業生産力、森林生産力及び水産物の生産力の増進など、農林水産業又は食品産業の業界の発展に顕著な功績を有する者を推薦するよう、都道府県等に依頼し、農林水産省において推薦のあった叙勲候補者の功績等を厳正に審査した上で、内閣府賞勲局に推薦しているところである。	該当なし	現行制度下で対応可能	農協等の農業団体を所管する農林水産省としては、全国団体において農業の発展に顕著な功績を有する者、団体の自己改革に取り組み農業者の所得向上に向けた事業活動を積極的に行った者を叙勲候補者として推薦していくこととし、各都道府県に対しては、都道府県、市町村における地域農業の発展や農協の自己改革への貢献等を十分に踏まえて候補者を推薦していただくよう、そして、このような観点を管内関係団体に十分周知頂くよう、お願いしていく考えです。	
310623001	元年 6月23日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協中央会の賦課金制度の透明化	現状農協中央会の賦課金は、単位JAからだけでなく、連合会へも賦課されている。中央会が連合会に提供する業務は、日種調整プラスアルファの軽微な内容だが、県と異なるが金額は億単位で明らかに多額であり、業務と対価とマッチしていない。したがって単位JAとしては、中央会に賦課金を払い、さらに本来連合会から受け取る事業収益から中央会賦課金を引かれ、二重払いしていることとなる。単位JAが中央会事業を利用せず、他の民間サービスを利用しようとしても、結局連合会に払う賦課金プラス民間サービス料となり割高で不公平となる。中央会、連合会、大規模農協幹部の子弟が中央会連合会に優先採用されるのが実態であり、中央会連合会の結びつきが強く、JAグループの自主的な解決は期待できない。そのため、農協中央会の賦課金制度について、独占的地位を廃止して透明化すべきである。効果として、農協改革の進展が期待できる。		個人	農林水産省	中央会の賦課金については、農協法において「定款の定めるところにより、経費を賦課することができる」(農協法第17条)とされ、定款に定める必要があるとともに、経費の賦課及び徴収の方法は総会の決議を経ることとされています(農協法第44条)。	農業協同組合法	事実誤認	中央会における賦課金の可否や徴収については、中央会は純然たる会員自治組織であることから、会員が自ら定める定款や総会決議に基づき行われることとされています。	
310625003	元年 6月25日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協の信用事業の代理店化	現状農協は信用事業を営み、信用事業があるがゆえ、破綻は起きてはいけいない。行政等が農協改革を進めようにも、そのため保護的になるのが常であった。現在、農協といいつつ、農業振興は名ばかりの農協、農地を直で売ることしか考えていない小規模農業事業者のための農協が目につくが、信用事業があるがゆえ、農協間で競争させること、問題ある農協を弱体化させるのが困難である。共済事業に関しては、農協からの要望で共同引き受け形式の名で、事実上共済連事業の農協代理店が行われており、農協法改正により信用事業についても、同様の代理店化をすすめるべきである。これは農協攻撃でなく、過去農協組織に与えていた特権を政策として見直すだけである。農協の定款の地域も拡大を認める。自分も農協職員だが、今のまま農協が10年20年続くのならいいが、そうでないなら思いきった改革を進めるしかないと感じる。効果として、農業振興に成功している農協が栄え、農業振興が期待できる。株式会社でも、伸びる会社もあれば倒産する会社もあり、競争で経済が成長する。農協でもそれが当たり前の姿であり、信用事業の代理店化がその前提である。		個人	農林水産省	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律118号)第2条、第24条、第25条及び第26条	現行制度下で対応可能	左記の制度のとおり、信用事業を譲渡し、代理店化することは可能です。農業共同組合が、信用事業を譲渡し、代理店化するかどうかについては、それぞれの農協の判断となります。	◎	
310628003	元年 6月28日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協改革集中推進期間の検証について	農協改革集中推進期間が終了した。JAグループは何かなしとげたかのような声明を出しているが、自分も職員であるが、期間中上層部は政府の農協改革を許さず、新自由主義が日本を滅ぼす「みたないな宣伝ばかりしており、最初から改革に否定的であり、本気で何か改革に取り組んだようには見えない。確かに農業振興は行われているが、産業ベースになっておらず、農地転用の余剰金で取り組まれているだけであり、中央会組織改革についても中央会は今度大きな権限を持ち、全国各地の農協組合長の選出や意識も成長産業としての農協からほど遠い。第一期について検証するとともに、第二期は徹底的に速やかに改革を断行すべきである。具体的には、今までタブーであった、准組合の規制、信用事業分離、連合会組織の優遇措置の撤廃、経営能力を持つ人材しか農協役員が勤まらないようにするなど、全ての切り口から農協改革に取り組んでほしい。いったい何年たてば農協改革が完了し、次に農業改革や農水省改革に着手されるのか、悠長すぎるのではないのか。		個人	農林水産省	改正農協法においては、農協が自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力で取り組むことができるよう、理事の過半数を特定農業者・生産物販売等のプロとする規定や、農協の選択により株式会社や生協への組織変更、信用事業譲渡などを容易にするための改正が行われたことである。また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、組合等における改革の実施状況を勘案し、農協に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨定められております。	農業協同組合法等の法律	現行制度下で対応可能	農協は農業者によって自主的に設立された民間組織であり、その改革は自己改革が基本です。農林水産省は、令和元年9月に農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況について、農協の自己改革に関するアンケート調査、改正農協法により義務付けられた理事等の構成の変更状況や会計監査の導入状況に関する調査のほか国の職員が全都道府県の農協(74農協)を訪問し、自己改革についての意見交換(対話)等を行っており、これらを総合的に勘案して評価を行ったところであり、今後このような取組により農協改革の進捗状況を確認することとしております。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310630001	元年 6月30日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協改革投稿修正	<p>以前の投稿で、農協役員の叙勲を透明化すべきとしました。叙勲ではなく、「褒賞」と指摘を受けましたので、修正します。</p> <p>現状農協役員の褒賞ですが、より上位の連合会役員ほど、高い賞となります。上位の連合会役員になるには、連合会への専任。たとえ、システム褒賞、合併により新規JAを吸収するなど必要であり、中央会連合会組織のJA役員統制の大きなパワーとなっています。</p> <p>また、高齢者の褒賞への意欲は非常に強く、農協役員は本来農業の担い手なることを想定しているものですが、実際役員に強い意欲を持つ土地成金の元農家、農協系専門学校の卒業生、連合会職員OBが相当な割合を占めています。現在褒賞は農協中央会がとりまとめしており、取りまとめのとり決定されていますが、そうでなく、外部の組織が農協法の目的や農業基本法に基づいて審査すべきです。都市大規模農協役員でなく、農業振興に積極的な小規模農協役員や、農事組合法人役員等に褒賞を与えることで、農業振興本来の目的が期待できます。また、規制改革で指導権が弱くなった中央会組織が引き続き褒賞をとりまとめることも問題です。</p> <p>規制緩和の一端で農協改革がすすまっていますが、あるべき連合会農協役員が就任し、農業農協改革を進めるために必要な改革ですので、規制改革ワーキンググループへの伝達、改革の取り組みをどうかお願いします。</p>		個人	農林水産省	<p>これまでも農林水産省関係の叙勲候補者の選定に当たっては、食料の安定供給、農業生産力、森林生産力及び水産業の生産力の増進など、農林水産業又は食品産業の業界の発展に顕著な功績を有する者を推薦するよう、都道府県等に依頼し、農林水産省において推薦のあった叙勲候補者の功績等を厳正に審査した上で、内閣府賞勲局に推薦しているところです。</p>	該当なし	現行制度	農協等の農業団体を所管する農林水産省としては、全国団体において農業の発展に顕著な功績を有する者、団体の自己改革に取り組み農業者の所得向上に向けた事業活動を積極的に進めた者を叙勲候補者として推薦していくとともに、各都道府県に対しては、都道府県、市町村における地域農業の発展や農協の自己改革への貢献等を十分に踏まえて候補者を推薦していただくよう、そのような観点で管内関係団体に十分周知頂くよう、お願いしていく考えです。	
310706001	元年 7月6日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協の准組合員特例の廃止	<p>農協は、過去特に弊害が無いという理由で、正組合員に対して准組合員、さらに員外利用が認められている。職家は昔中規模の農家層でまわっており、地域の他の住民を救うためにも必要な制度であったが、現在担い手と呼ばれるのは少数となり、小規模兼業農家や非農家が多数の地域が全国大半である。にもかかわらず、准組合員制度が認められることで、少数の担い手の意見が反映されない、反映しなくても問題なく農協が事業を続けられる状況になっている。</p> <p>一例として、連合会OBが役員となっている農協で、巨大なスーパーマーケットを運営している事例がある。近々に民間のスーパーがあるにもかかわらずである。利用者は地域の住民までであり、地域多数から見れば便利だが、農業の担い手からすればこんなもので経営リスクを負うべきでない。農協が自ら採り利益で運営しているのであれば問題ないが、農地を宅地化した資金を農協が種かり、農林資金が海外で運用した利きや各種事業を運営しており、制度上問題があると思える。</p> <p>今後このような制度は制限し、農協は農業部門に集中するよう法制度を改めるべきである。農協のあり方について社会的合意が得られるように、おもいきって過去の特例を改めるべきである。</p> <p>どうしてもスーパーマーケットを運営したければ、信用事業を代理店化して生活協同組合に組織変更すべきでないか。効果として、農協本来の農業振興が期待できる。</p>		個人	農林水産省	<p>農協の准組合員については、農協法上、総会における議決権・選挙権はないものの、事業利用に当たっては正組合員と区別しておらず、事業利用の状況が把握できていなかったところである。</p> <p>そのため、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(附則第51条第3項)に基づき、事業利用の調査を5年間(令和3年3月まで)を行った上で、その規制の在り方を検討し、結論を得ることとされているところである。</p>	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(附則第51条第3項)	検討を予定	農協は正組合員である農業者の農産物等の増大に最大限の配慮をすることが最優先であり、准組合員へのサービスに主眼を置いては正組合員へのサービスを疎かにするべきではないと考えています。 <p>他方、准組合員については農協法上、事業利用に当たっては正組合員と区別していないため、これまで事業利用の状況が把握できていないことから、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(附則第51条第3項)に基づき、平成30年1月から何ら予断を持たず事務的に調査を進めているところです。</p>	◎
310729003	元年 7月29日	2年 1月24日	2年 2月25日	山間地の花木園化による企業誘致	<p>中山間地の内、山間農業地域の荒廃農地化対策が急がれる。地方自治体等「第一等」的な事業法がそれぞれ地域の地代に適した樹種の選択で花木園化を提案したい。</p>	<p>苗木の新植後、定着が確認出来た後、農地バンクとの農地賃借条件を付して、参入希望の企業による苗木一括買受入札により参入先を決めたい。当初は枝物等嗜好農産品生産目的の農業参入となる。当分の間、参入企業の花木園経営のみ、農地バンクは担い手の農地の転賃を通して農地集積・集約化に取り組んでいます。</p> <p>一方、農地を農地以外に転用する場合は、原則、都道府県知事の農地転用許可が必要となります。</p>	個人	農林水産省	<p>「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条」、「農地法第4・5条」</p>	その他	花木を生産・販売するため、土地を耕作する場合、農地中間管理機構を通じて農地を転賃することは可能です。 <p>ただし、花木園のように耕作目的ではなく、公園の目的で土地を利用するのであれば農地転用許可を得る必要はありません。</p>		
310804001	元年 8月4日	元年 9月10日	元年 9月27日	農協監査士の農協法への位置づけについて	<p>今年から農協監査から公認会計士監査に移行したが、農協法附則に引き続き、農協監査士の位置づけが残っている。</p> <p>生協監査士や信用組合監査士があり、それぞれ法的に位置づけられている。あるいは、会社の資格が会社法に位置づけられている。その間隔がない。そうであれば、農協監査士だけ特別扱いするのはよめるべきでないか。あるいは、会計士監査移行の特別措置であれば、期間を明確にすべきである。</p>	<p>農水省がひたすら全中、連合会幹部に便宜を図り、農協改革の成果が弱められているよう見える。</p>	個人	農林水産省	<p>御提案にある改正農業協同組合法(平成27年法律第63号)附則の農協監査士に係る規定は、農協改革の一環として措置された公認会計士監査への円滑な移行を図るとともに、監査の実効性を高めるため、農協監査士の業務経費等を考慮するよう措置されています。</p>	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第50条	事実認識	左記の制度の現状のとおり、農協監査士のこれまでの会計監査業務の実績や経験を考慮することとしたものであり、あくまでも組合に業務付与られる会計監査は、公認会計士が実施するものであることから(農協法第37条の2)、農協監査士を特別扱いするものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請（「◎」に該当するものを除く）する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310811001	元年 8月11日	元年 9月10日	元年 9月27日	農協の所轄官庁、法律の変更	農協の所轄官庁、法律の変更。信用事業が中心の農協は信用組合法の管轄とする。准組合員中心で、生活事業中心の組合は生協法の管轄とする。他にも農協の一般社団法人化の推進。	今日の農協改革に対して、農協は自己改革に取り組むと主張している。自己なので外部からの改革は拒否するということだ。職員は幹部から国の農協攻撃には負けない、従う必要は無いと言われている。長年農林水産省が全国連の主張のまま法律を整備し続けたため、国は農協が農村、あるいは都市部を包括的に自治できるよう、農協のために法整備すべきと考えている。実際農水省と全中が対立しても、農水省は必ず折れて、全中のいいように法整備してきたし、昔それが当然に思っている。それにより、農協は農業振興の組織から、全国どこでも、あらゆる事業が可能で、その国からの関与を受けない連合会、農協幹部の王国ようになっていく。また、今日農協は保険業化が進んでいるが、農水省から一切の歯止めがない。信用事業についても、過去に専等あったにもかかわらず、再発防止の対応が行われていない。したがって今後農業振興を進めるためには、完全に保険金融化した農協は農水省管轄から外すべきで、金融業としての統制を受けるべきである。准組合員特化した農協も同様である。なんでもかんでも農協法、農水省管轄としても、全国連のいいように法律整備されるだけで、結局金融業としての管理も農業振興も行われていない。この改革で、諸外国と同様の農業振興の基盤が整備できる。	個人	農林水産省	農協同組合法においては、その行う業務によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的として定められており、その上で、行うことができる事業として、信用事業を含め定められています。各農協は、そのことを踏まえ、経営判断に基づき、信用譲渡を行うか否かを判断しています。信用事業を行う農協を含め金融機関に対しては、法令等に基づいた規制がかかっており、信用事業を行う農協において、規制に基づいた業務が行われているか等について、農林水産省及び都道府県が監督を行うこととなっています。また、生活事業中心の組合を生協法の管轄とすること及び農協の一般社団法人化の推進に係る御提案については、既に、平成28年4月1日付で施行された改正農協同組合法（平成27年法律第69号）によって、農協及び農協連合会は、その事業を対象者のニーズに応じて適切に運営する観点から、必要な場合には、その選択により、株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合及び社会医療法人への組織変更ができるよう措置されています。	農協同組合法（昭和22年法律第122号）第7条、第10条、第73条の2、第77条、第81条及び第87条	現行制度下で対応可能	左記の制度の現状のとおり、農協が行うことができる事業は農協同組合法に定められており、信用事業を行うか否かについては、各農協の経営判断となります。また、一般社団法人や消費生活協同組合などへの組織変更は既に措置されており、組織変更がなされた場合には各担当省庁の所管となります。	
310816001	元年 8月16日	2年 1月24日	2年 2月25日	農協の模範定款例の廃止	現状農協の模範定款例は、全国連、県連が作成しているが、実質中央会の指導権限になっており、農協の自由な運営に反するもので廃止する。	全国中央会、県中央会は模範定款例を示しており、現状その通りに申請すれば速やかに承認され、そうでなければ、期限内に行政の承認を得られない、長期間の審査となることを言われる。この制度により行政は実だが、全国一律の農協運営、事業となり、競争が進まないまま、実質全国連の強い指導権限となっている。一例では、農協の地区の重複は、法的には可能で広い方が有利であるが、現状ごく僅かな例を除いて重複等は行われていない。改正により混乱がおきないよう、信用事業については、事前に代理店方式の導入を進める必要がある。あるいは、全国連のため農水省が便宜をはかり調整を重ねた複雑な定款でなく、会社同様、普通のテンプレートの事業や定款に整理する必要がある。このことで、農協の自由な運営や競争が期待できる。	個人	農林水産省	一般社団法人化される前の全国農協中央会は、改正前の旧農協法第73条の22第5項に基づき、模範定款例を策定していたところですが、一般社団法人化（令和元年9月30日）に伴い模範定款例は廃止されたところです（現在、一般社団法人全国農協中央会は会員からの求めに応じてサービスの一環として定款例を作成）。また、定款変更については、行政庁が申請書を受領してから2月以内に認可・不認可の通知を発しなかった場合は、認可があったものとみなされます（農協法第44条第3項）。	改正前の旧農協同組合法第72条の22第3項	事実確認	既に模範定款例は廃止（令和元年9月30日）されており、現在、各組合の定款に記載（又は記録）すべき事項は、農協同組合法第20条に定められた事項を除き、各組合の自治に委ねられているところです。	
311015012	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	耕作放棄地の解消を促進できる農地制度改革について	相続未登記農地を今以上に活用するため、更なる土地の売買についての規制緩和をご検討頂きたい。	日本の耕地面積は長期的に減少傾向が続いており、また、耕作放棄地拡大に歯止めがかかっていない現状から、早期に有効な対応策を講じ、日本農業の維持拡大促進が必要だと思う。2017年に農業経営基盤強化促進法が改正されており、規制がやや緩められているものの、相続未登記農地及びその恐れがある農地は、依然として全体の約2割を占めていると言われている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省	2018年11月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたところ。この改正により、従って相続等が適切になされず共有状態になった場合でも、かつ、共有者の全体が把握できない状態の農地でも、共有者の一人からの申出等があれば、農業経営基盤強化法を活用して農地バンクを経由し最長20年の利用権を設定できることになりました。加えて農地法にて、共有者が一人も認知できない農地で、いつでも知事の鑑定等を経て農地バンクを経由して利用権の設定ができる制度も設けているところです。	農業経営基盤強化促進法	現行制度下で対応可能	【農林水産省】左記のとおり制度を設けておりますので、本件について、まずは当該制度の活用を検討いただくようお願いいたします。（なお、2017年に農業経営基盤強化促進法が改正された事実はなく、2018年との誤認かと思われます）	
311015020	元年 10月15日	元年 11月15日	2年 1月23日	外国人特定技能制度における飲食料品製造の受け入れ枠上限の撤廃と転職の自由の制限について	労働人口が減少する中で施策として考えるのであれば、上限の見直しは必要と考える。また、特定技能においては転職の自由が認められているが、同一企業への異動は認める等、ある程度の規制を設けなければ、入国のためだけの踏み台にされるのではないかと考える。転職の自由に関しては、規制をかける方向にご検討頂きたい。	外国人特定技能制度において飲食料品製造業では5年間34,000人だが、技能実習制度から移行も可能と考えたと1事業所当たりの受け入れ枠は、相当少ないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 農林水産省	(1)「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」で定めており、分野別運用方針に記載している向こう5年間の受入れ見込数については、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能1号」の在留資格をもつて在留する外国人受入れ上限として運用することとしています。(2)同基本方針においては、同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分内において転職を認めています。そもそも、一般的に就労活動においては転職が自由とされているところ、特定技能制度は深刻な人手不足に対応するために外国人材の受け入れが真に必要な分野に限って当該分野における一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであるため、かかる一定の専門性・技能を有することが確認される範囲でのみ転職を認めるものです。	-特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定） -飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）	その他	(1)飲食料品製造業分野における向こう5年間の受入れ見込数34,000人は、農林水産省において、生産性の向上及び国内人材の確保を行ってもなお不足すると見込まれる数を算出したものであり、これを上限として受け入れることとしたものです。法務省及び農林水産省としましては、継続的に人手不足状況を把握することし、状況に変化が生じた認められる場合には、それらの状況を分析し、状況に応じた必要な措置を講じます。(2)転職の規制については、左記に記載のとおり、一般的に就労活動における転職は自由とされているものであり、今後新たな規制をかけることは予定しておりません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
311015022	元年10月15日	元年11月15日	2年1月23日	技能実習生受け入れ人数の規制緩和について	技能実習生受け入れ人数の規制緩和について	懲業業の技能実習制度の受け入れ人数について規制緩和を行って頂きたい。	(一社)日本フアンチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省 農林水産省	技能実習生の受け入れ人数に係る要件については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号)第16条に規定されています。本要件は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が技能実習生に技能実習を行わせるに当たって、適正な指導体制の下、技能実習が行われる必要があるため、技能実習生の受け入れ人数の上限を予め設定しているものです。 技能実習生の受け入れ人数の上限は、実習計画認定申請者の常勤の職員の数に応じて規定されており、常勤の職員とは、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)としています。 常勤の職員に該当するかについては、例えば、以下のとおり判断しています。 ○ 所定労働日数が週5日以上、かつ、年間27日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 ○ 雇用保険の被保険者であり、かつ、一週間の所定労働時間が30時間以上であること。 なお、技能実習制度は技能移転を通じた国際貢献を目的とする制度であり、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第3条第2項において、技能実習を労働力の需給調整の手段として用いてはならない旨が規定されています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号)	対応不可	技能実習生の受け入れ人数については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が技能実習生に技能実習を行わせるに当たって、適正な指導体制の下、技能実習が行われる必要があるため、技能実習生の受け入れ人数に係る常勤の職員の要件については、今後も技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から判断します。
311015038	元年10月15日	元年11月15日	元年12月19日	動植物性残渣の居住地域外での処分緩和について	動植物性残渣においても、事業者の居住地域外での処分緩和やサブプライチーンで発生した動植物性残渣を広域で適正処理を行い、適正管理を行うためのスキームの認定制度による規制緩和をご検討頂きたい。	食品ロス削減法が発表され、事業者系食品廃棄物及び小売店における可食部分の食品ロスの処理において、減容化のための設備導入による経費増加や、再生処理できる事業者の限外等により、食品リサイクル法の順守の限界を感じている。 食品残渣は、廃棄物処理法において、産業廃棄物の区分となり、収集運搬及び処理工程は、事業者の居住地域内の処理となるため、処理業者を探してコストケールと見合った対応を行うのが、大変難しくなっている。	(一社)日本フアンチャイズチェーン協会	農林水産省 環境省	小売業・外食業から排出される動植物性残渣は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物であり、この収集・運搬を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する市区町村から一般廃棄物収集運搬業許可を、この処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する市区町村から一般廃棄物処分業許可をそれぞれ受け取る必要があります。 食品製造業から排出される動植物性残渣は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物であり、この収集・運搬を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物収集運搬業許可を、この処分を業として行おうとする場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県・政令市から産業廃棄物処分業許可をそれぞれ受け取る必要があります。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	現行制度下で対応可能	提案主体からは、広域的な処理を行う場合、自治体が条例等で定める搬入規制により対応が難しくなっているとのことでした。 一部の自治体において、事前協議制等で域外からの産業廃棄物の搬入規制等を行っている場合がありますが、環境省としては、従来からこれらの搬入規制の廃止・緩和を求めており、引き続き、あらゆる機会を通じて搬入規制の廃止・緩和等を求めてまいります。 また食品リサイクル法、廃棄物処理法においては広域的な処理が円滑にできるような制度を設けているところです。例えば、一般廃棄物に当たる小売業・外食業から排出される動植物性残渣は、食品リサイクル法で、廃棄物処理法の特例として、一定の要件を満たす場合には収集運搬業の許可を一部不要としています。 また、産業廃棄物は、廃棄物処理法で、広域的処理に係る特例を設けております。産業廃棄物の広域的な処理を行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることで、都道府県毎の処理業許可は不要となります。なお、広域的処理に係る特例の対象となる産業廃棄物は、通常の運搬状況の下で容易に散逸し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないものである必要があります。
311028087	元年10月28日	元年11月15日	元年12月19日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	【制度的要望内容】 □外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。	【制度の現状】 □店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) 【要望理由】 □まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク等のヘッジを目的としたものが大衆であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 □また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があるので、銀行は日本証券業協会、金融先物取引協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 □この様の中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な努力とコストが生じている状況。 □わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 □一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」を主とし、そのほかも法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀 銀 惑 話 会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされています。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311127010	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	企業による農地の直接所有を認めること	農業者の成長産業化に向けた企業による農地の直接所有	農業従事者の高齢化が進み、担い手が減少している一方で、農業への参入を希望する企業は一定数存在するが、現在、企業による農地の直接所有は認められていない。他者から借りた土地であれば、企業でも農業を行うことは可能であるが、この場合、将来的に当該土地を返還する必要があることから、大規模な設備投資や土地の改良に取り組むことが困難である。また、近年は、都心に住む個人が稲畑により地方の農地を取得したものの、農業に従事していないという例もある。以上の背景などから、耕作放棄地が増加している。企業の農業参入が進めば、農業の大規模化・集約化が進み、生産性・収益性が高まるとともに、地域に根差した持続的営農が可能となり、地方創生にも大きく寄与する。このため、国家戦略特区制度の活用により兵庫県養父市で認められている。企業による農地の直接所有を全国で認めるべきである。また、養父市における企業の農地直接所有の特例制度においても、①農地を一旦自治体がいれたうえで企業に売却すること、②自治体が①の農地を買い入れる場合は議会の議決を経ること等が必要となっており、ハードルが高いことから、要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員は過半が農業に常時従事する構成員であること等 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところである。 なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	法人による農地所有の特例については、養父市の国家戦略特区として、試験的に導入しています。平成31年2月時点において、特例を活用している5法人の所有面積は、経営農地面積全体(21ha)のうち6%程度です(1.36ha)。 本特例の実施期間は、令和3年9月までの5年間としており、その状況を見直す必要があることから、5年間経過後の取扱いについては、現時点では決まっています。 なお、農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないといった農業・農村現場の懸念があることから、慎重に検討する必要があると考えているところです。	
311127013	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 1月23日	農用地区域の一部(必要最小限の部分のみ)を除外する際の要件を緩和すること	農用地区域の一部(必要最小限の部分のみ)を除外する際の要件を緩和すること	農用地区域の一部(注)については、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たす必要があり、ハードルが高い。農業生産基盤の整備は、わが国の農業生産力を支える役割を担っており、農業経営の安定に寄与するもの、農地所有者が高齢の場合や、遠方に居住する親族が農地を相続した場合などは、基盤整備事業完了後8年を経過していても、農業の継続自体が難しくなる場合がある。農林水産省は、8年を経過でも、地域未来投資促進法等を活用することで農用地区域の除外は可能としているが、そのためには、地域経済牽引事業計画の作成と都道府県知事の承認、市町村による土地利用整備計画の作成などが必要であり、手間と時間を要する。このことから、例えば、企業が新たな設備を導入するために隣接農地に工場を拡張しようとしても、円滑に進まず、生産性向上を阻害する。このため、企業が生産性向上に資する設備を導入するために工場を拡張しようとする場合は、隣接する農用地区域が農業生産基盤整備事業完了後8年を経過でも、その一部を除くようにするなど、農用地区域の一部を除外する際の要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	農林水産省	既存の工場を拡張するため、拡張用地が農用地区域内の農地を含む場合、土地改良事業等事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たさなければ、農用地区域からの除外ができません。ただし、土地改良事業等事業完了後8年を経過であっても、面的整備事業等を含め、地域未来投資促進法等を活用することにより、農用地区域からの除外が可能です。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、第13条第2項	対応不可	土地改良事業等により国民の税金を使って農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であるため、地域経済の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として制定された特別法である地域未来投資促進法等により規定された計画に基づき、地域の農業振興の方向性と調和を図りながら土地利用の調整が行われる場合を除いて、土地改良事業等完了後8年経過前に農用地区域から除外できることとするは適当ではありません。 なお、地域未来投資促進法等の活用により農用地区域の除外に手間と時間を要することが本提案の背景にあるとされています。この点に関しては、地域未来投資促進法等に基づいて、農用地区域で工場や工業団地の拡張を行う場合において、市町村が策定する土地利用調整計画等に対する都道府県知事の同意手続に関する先行事例を収集・整理して、考え方を周知することとしており、これによって、手続の迅速化に努めてまいります。	△
020107012	2年 1月7日	2年 2月7日	2年 3月25日	でん粉の価格調整制度の見直し	国内生産者保護のために設けられているでん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべきである。	でん粉の原料は、輸入トウモロコシから製造されたコーンスターチ、或は国内産芋でん粉であるが、コーンスターチと国内産芋でん粉には、大幅な内外価格差が存在する。このため価格の安い輸入トウモロコシ等から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋でん粉製造業者保護のための財源として使われている。当業界は、コーンスターチを工業原料品として使用しているが、企業がコーンスターチメーカーと価格交渉を行う場合、本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、企業の国際競争力が低下する事態を招いている。提案が実現することで、企業の国際競争力強化のために寄与する。	民間団体	農林水産省	でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産品の内外価格差を是正するため、①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収することとし、②これを主な財源として、でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造業者等に対し、生産・製造経費と製品販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第27条、第33条、第35条	対応不可	でん粉は国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国の食料安全保障上も重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしょ及び馬鈴薯は、でん粉製造業などの関連産業とともに、九州及び北海道の地域経済や地域の雇用を維持するために極めて重要な作物です。これらの作物には国土条件等の、国内生産者の努力では埋めることのできない大きな内外価格差が存在するため、国内産いもでん粉の安定供給、自給率向上及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であります。 一方、調整金は輸入者へはユーザーに割負担いただくものであることから、生産性の向上等により交付金の縮減を図り、調整金負担を軽減していくことは重要と認識しております。引き続き調整金負担の軽減が図られるよう、国内でのん粉原料用いも生産効率化を図っていきたいと考えております。	
020317028	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 6月24日	一般法人による農業参入の促進	一般法人による農地所有を認めるとともに、農地所有資格法人における事業、議決権・構成員、役員要件を緩和すべきである。	農地法に基づき、農地を所有できる法人を設立するには、①法人形態(公開会社でない株式会社・農事組合法人・持分会社)、②売上高の過半を農業が占める。③農業関係者が総議決権の過半を占める。④役員は過半が農業の専従者であること等の要件を満たす必要がある。このため、一般企業が農地を直接所有することはできず、仮に農地所有資格法人を設立しても、農業関係者の資本金不足により、一般企業による大規模な資本の投入は困難な場合がある。全国規模で耕作放棄地が増加するなか、生産性の高い農業を実現していくためには、次世代技術を活用した「スマート農業」の実現が求められ、民間企業の農業参入を後押しする大胆な規制改革が欠かせない。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則として農業関係者が総議決権の過半を占めること。 ④ 役員は過半が農業に常時従事する構成員であること等 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところである。なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	一般法人による農地所有については、養父市の国家戦略特区として、試験的に導入しています。令和2年2月末時点において、特例を活用している5法人の所有面積は、経営農地面積全体(24.7ha)のうち6%程度です(1.36ha)。 本特例の実施期間は、令和3年8月までの5年間としており、その状況を見直す必要があることから、5年間経過後の取扱いについては、現時点では決まっています。 また、農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃置場になるのではないといった農業・農村現場の懸念があることから、慎重に検討する必要があると考えているところです。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317029	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	農業用ドローンに対する「飛行計画登録」義務の免除	一定の自動飛行制御システムを導入した農業用ドローンについては、飛行計画登録を免除すべきである。	2019年7月より、国土交通大臣による飛行許可・承認を受けた全てのドローンは「FISS(ドローン情報基盤システム)」において「飛行計画登録」を行うことが義務化された。このため、農業・肥料散布に利用するドローンも規制の対象として登録作業を行う必要があり、人手不足が深刻化する農業現場において、大きな負荷となっている。 農業用ドローンを利用する場合は農場であり、公共の場などの関係者以外の第三者が多数存在する環境は想定されない。農業用ドローンの中には、「全国農地ナビ」等に登録された農地でしか利用できない自動飛行制御システムを導入しているものもある。また、農作業は、作物の生育状況や病虫害の状態、翌日の天候を見ながら、作業圃場や作業時間の柔軟な変更が求められる性質があり、厳密な飛行計画を事前に定めて登録することは現実的な運用とは言えない。 スマート農業の推進にあたり、次世代技術の活用が重要となるなか、本規制は農業用ドローンの普及拡大に大きな足かせとなっている。	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省 国土交通省	・無人航空機の許可承認申請件数は近年大幅に増加していることから、より多くの飛行情報共有し一層の飛行の安全確保に繋がるよう、令和元年7月26日付けで、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を改正し、新たに航空法に基づく許可・承認を受け、飛行を行う場合は、その都度、飛行前に本システムを利用して飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報等を確認するとともに、飛行予定の情報を入力することが必要となっております。	航空法第132条 航空法第132条の2	対応不可	・飛行情報共有システム(以下、本システム)は、事前に飛行計画を登録し、重複する場合は事前に調整を促すことで、有人航空機・他の無人航空機との接触回避を図ることを目的としています。また無人航空機の飛行中に一部の航空機の接近を検知した場合に、画面上で航空機の位置情報等を表示し、注意喚起を行います。 ・無人航空機の利活用拡大に伴う更なる安全確保のため、民間有識者や関係府省庁関係者が参加する検討会において、本システムの必要性が指摘されたことから、本システムを構築しております。 ・本システムの目的や構築された経緯、農業用ドローンによる事故も発生している現状を鑑みると、農業用ドローンについても引き続き本システムへの入力が必要であると考えております。 ・なお、農業散布時の本システムへの入力方法については、一定の条件を満たす場合、空中散布を行う圃場毎でなく、「市区町村単位」での円または多角形での飛行計画の登録を行うことができ、同一の型式ごとに複数機を一括して登録することができる等、手続きの負担を緩和する措置を講じております。	